

離婚家庭を支援する
NPO法人「Wink」理事長

新川明日菜さん 24



0歳の時に両親が離婚した。その後、19歳で一人暮らしを始めるまでの間に、母親は結婚と事実婚を繰り返し、3人の「父親」と暮らした。「この男性を父親と思い、自分も家族の一員として溶け込まなければ」と必死だった。自分の家庭は普通ではないと悲観して子ども時代を過ごした。結婚に対し、あこがれより「離婚するのでは」という怖さの方が強い。

NPO活動の中で、両親の離婚を経験した子どもたちの話を聞き、どんな子も悩み、孤独を感じると知った。つらい思いを、学校の先生や友人に打ち明けられず、親にも話せない。誰にも心配をかけまいと明るく振る舞う。そんな子どもは少なくない。親は離

子の声に耳傾けて

婚に伴う精神的なダメージや今後の生活のことで頭がいっぱいで、子どもの気持ちにまなかなか思いが至らない。NPOでは、離婚家庭の小学生の家庭教師に、両親の離婚を経験した大学生を派遣する学習支援を行っている。小学生は、気持ちを理解してもらえ先輩に励まされる。大学生は、否定的に考えていた両親の離婚について、「自分も大変な経験をしたので誰かを支えることができると感じ、「自分の人生にとってプラスになった」と思えるようになる。これは大事なこと。

私が中学生の時、母親の請求で実父から養育費を2年間ほどもらった。誕生日に養育費を増やしてくれたことを知り、実父とのつながりを感じ、初めて会いたと思った。

養育費を払わない親も、養育費をもらわない親も間違っている。養育費をもらうのは子どもだ。離婚すれば夫婦は他人になるが、親子はそうではないのだから。

子どもが成長して、会いたくなかった親に会いたくなることもある。離婚後は、両親や支援団体が、子どもの声に耳を傾け、尊重してあげることが大切だ。

早稲田大教授(家族法)

たなむらまさゆき
棚村政行さん 59



養育は両親の責任

離婚後に子どもとの面会を求めめる家裁での調停がこの10年で3倍以上に増えるなど、子どもを巡る夫婦の対立は激化している。社会の変化に追いついていない離婚制度が、対立に拍車をかけている面もある。

問題の一つが、離婚後の親権を一方の親にだけ与える「単独親権制度」だ。少子化などを背景に、父母の子どもへの思い入れは強くなっており、子どもの奪い合いを生む下地になっている。

離婚後の親子関係のあり方について、何も話し合わなくても離婚できてしまう弊害も大きい。養育費の支払いや親子の面会交流など様々な火種が後になって再燃し、対立の長期化を招いている。

欧米では1970年代後半から、父母の双方に親権を認める「共同親権・監護制度」を取り入れる国が増えた。これらの国々では、離婚後の養育計画を記した文書を裁判所に提出しなければ、離婚できない。子どもを育てるために親は何をすべきかという発想で制度が設計されているが、日本の制度には子どもへの視点がない。

まず民法を改正し、父母による共同養育を認めるべきだ。配偶者の暴力がある場合などは例外だが、離婚後も子どもへの責任は父母がともに担うという理念を明確にしなければならぬ。また、離婚の際に養育費や面会交流に関して取り決めていくケースは、全体の半数程度しかなく、十分な話し合いがないことも多い。役所に提出

する離婚届に、取り決め文書の添付を求めるなどの具体的な措置も必要だ。

現行民法は、「子どもは親のもの」という明治以来の発想が色濃く残り、親の権利ばかり強調されている。家族に関する法改正は一朝一夕にはいかないが、まずは離婚後の親子関係のあり方から議論を始め、着実に改革に結びつけるべきだ。

きこしむ 親子

番外編
*離婚

離婚や再婚が増え、家族の形が多様化している。しかし、離婚制度は戦後、ほとんど変わっておらず、子どもたちが夫婦の争いに巻き込まれるケースが生きている。本紙社会面の連載「きこしむ親子」(10月22・29日)でも、こうした実態が浮き彫りになった。有識者や親の離婚を経験した当事者に、制度上の課題や対応策を聞いた。(聞き手・稲垣信、矢子奈穂)

国の積極支援必要

東北大准教授(家族社会学)



下夷美幸さん 50

日本の家族政策の特徴は、家族に関する問題はプライバシー的な事柄で、国は関与すべきではないという意識が強まっている点にある。

高齢者の介護や児童虐待、配偶者からの暴力(DV)は、今でこそ社会問題として認識されているが、法律が制定され国が対策に乗り出したのは、10年余り前のことだ。家族内でトラブルが生じると、

男女や年齢といった力関係で、高齢者や女性、子どもなど弱い立場の人にしわ寄せが及ぶが、国は家族への介入を過度に避け、対策が後手に回りがちだ。

このことは、離婚問題にも当てはまる。国の調査では、母子世帯の平均年収(2010年)は291万円、子どももいる世帯平均(658万円)の半分にも満たない。日本の社会は「父親が仕事、母親は家庭」という家族モデルを前提に築かれており、専業主婦が離婚後に正社員として働くハードルは高い。今の社会で母子世帯が窮するのは当然の成り行きだ。

離婚後の子どもたちの生活を支えるはずの養育費も、受給率は2割ほどで、その金額も月平均3万〜5万円程度。経済

的ハンデで子どもたちの将来が制約されかねない状況なのに、国は有効な手立てを取らず放置している。

子どもがいる夫婦の離婚は年間約15万件。子どもにとって親の離婚は、備えることも防ぐこともできない。離婚を家族問題ではなく子どもを巡る社会問題として捉え、国が積極的に支援していく必要がある。養育費で言えば、海外のように、行政が強制的に徴収する制度を早急に導入してほしい。

離婚後の親権を母親が取るケースが8割を超え、父と子の関わりを一切断ってしまうケースが多いが、面会交流の機会を確保すべきだ。父親との縁を切るかどうかは、子どもが大人になった時に自らの意思で決めればよいだろう。

くらし 家庭